

三次市教育委員会議案第26号

三次市教育委員会委員長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第4項及び三次市教育委員会会議規則第2条の規定により，三次市教育委員会委員長職務代理者を指定されたい。

平成24年10月29日提出

三次市教育委員会